

福島県中小企業制度融資における コミュニティビジネス取扱要領

福島県起業家支援保証制度要綱、福島県街なか再生特別資金融資制度要綱における「コミュニティビジネス」とは、地域の資源を活用して、地域の課題を解決し、地域に貢献する公益性の高い事業であり有償で行われビジネス要件を備えている事業で下記の要件をすべて満たすものをいう。

- (1) 地域の資源を活用する事業
地域の人材、素材、遊休施設、資金など地域の資源を活用する事業を行っていること。
- (2) 地域の課題を解決する事業
福祉、環境、まちづくり等の地域の課題を解決する事業を行っていること。
- (3) 有償で行われビジネス要件を備えている事業
事業としての継続性・安定性を担保するために商品・サービスを有償で提供し適正な利益を確保する事業を行っていること。

コミュニティビジネスの事業分野の例

高齢者・障がい者福祉	各種給食・配食サービス、外出移送サービス、デイケア、家事援助・代行、送迎サービス、出張理容 等
環境保全・リサイクル	環境設備サービス、水力・風力発電機の設置、各種リサイクルサービス 等
子供の健全育成	保育ステーション、野外教室 等
商店街活性化	まちづくり会社、地域づくりコンサルタント、空き店舗利用のショップ 等
文化・スポーツ振興	映画の上映施設設置、美術等展示施設の創出運営、スポーツ教室 等
特産品の加工・販売	地域産品の開発・製造・販売、グリーンツーリズム、地域の食材を利用したレストラン 等
まちづくりの支援	伝統技術・技能の継承、歴史的資源の発掘活用、観光資源の発掘拡張、観光ガイド、地域住民向け情報誌、在宅勤務支援 等

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県中小企業制度融資におけるコミュニティビジネス取扱要領に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県中小企業制度融資におけるコミュニティビジネス取扱要領に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県中小企業制度融資におけるコミュニティビジネス取扱要領に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。